

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東京労働者福祉厚生協会(以下「厚生協会」という。)の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち厚生協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給と内容)

第3条 厚生協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

その支給の内容は、次の各号の考え方によつて実施する。

(1) 役員

- ① 理事長は、基本報酬+役員特別給とし、その水準は厚生協会の連帯保証人の責任を負うに相応しいものとする。
- ② 副理事長は、基本報酬のみとするが、その水準は理事会の執行的役割に相応しいものとする。
- ③ 常勤役員である常務理事は、基本報酬+役員手当+役員特別給とし、その水準は厚生協会の連帯保証人の責任を負い、かつ常勤している理事に相応しいものとする。
- ④ 理事・監事は、理事会の責任を全うするに相応しい基本報酬を設定する。
- ⑤ 三役(理事長・副理事長・常務理事)の基本報酬の改定については、「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に準拠して定める。

最小単位は百円単位とし、それ未満に端数が生じたときは、切上とする。

- ⑥ 常勤役員支給の役員手当は、年間期末手当(ボーナス見合)月額相当とし、基本報酬に「一般職の職員の給与に関する法律」に定める年間期末手当支給率を乗じたものの月額相当($\times 1/12$)とする。

最小単位は百円単位とし、それ未満に端数が生じたときは、切上とする。

- ⑦ 前①から⑥の役員報酬の水準は、別表第1. のとおりとする。

(2) 評議員の報酬等は、定款第19条に定める金額の範囲内において別表第2.に基づき支払うものとする。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、勤続期間が6ヶ月以上の役員が退任した場合はその者(死亡による退任の場合はその遺族：生計維持関係にある配偶者・子及び父母)に支給する。但し、次のいずれかに該当したときは支給しない。

- ① 禁固以上の刑に処せられたとき。
 - ② 懲戒免職の処分が決定したとき。
2. 退職慰労金の額は役員退任の日における基本報酬と役員特別給に、第3項に掲げる支給割合を乗じて得た金額とする。
 3. 退職慰労金の支給割合は、次の各号によるものとする。
 - ① 常勤役員勤務期間は、1年につき $200/100$
 - ② 非常勤役員勤務期間は、1年につき $100/100$
 4. 退職慰労金の算定の基礎となる勤務期間の計算は、役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。
又、勤続期間が6か月以上1年未満の場合は、これを1年として計算する。

(費用)

第5条 厚生協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤交通費取扱細則による。
3. 役員等に対する交通費は、旅費規程に基づき支給する。

(公表)

第6条 厚生協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。